

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の推進指標(令和6年度)

基本目標	内 容	目標値	実績(令和6年度末)
困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数			
I	法第 8 条第 3 項に基づく基本計画を策定した県内市町村数。 市町村は、支援対象者にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、県や他市町村、関係機関等と緊密な連携を担うことが求められることから設定。	全市町村 (R8 年度末)	10市町
女性相談支援員配置市町村数			
I	法第 11 条第 2 項に基づき、女性相談支援員を配置した県内市町村数。 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、適切な支援へつなげ、継続した支援を担うことから設定。	27 市 (R8 年度末)	20市
県男女共同参画推進センター支所における自立支援講座の実施回数			
I	女性相談支援センターの一時保護施設及び女性自立支援施設が入所者向けに実施する自立支援講座の年間実施回数。 計画の目標を目指す上で、自立支援を着実に推進する必要があることから設定。	年 50 回以上	45回
女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催回数			
II	女性相談支援員や行政機関の担当者を対象に、県が、資質向上を目指し実施する研修の年間開催回数。 女性が抱える困難な問題が、多様化、複合化、複雑化している中、支援を必要とする女性に寄り添い、適切な支援へ着実につなげていく上で、女性相談支援員などの資質向上が不可欠であることから設定。	年 4 回以上	8回